

令和 8 年度
県単 国際園芸博覧会事業に伴う設計・施工・管理一体型業務
仕様書（案）

本仕様書は、国際園芸博覧会事業に伴う設計・施工・管理一体型業務を委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

本業務は、長野県を代表する花き園芸植物や果樹を活用し、県の魅力を効果的に発信する花壇を整備するにあたり、令和 7 年度に作成された基本デザインの意図を踏まえ、設計・施工・管理を一体的に実施することを目的とするものである。

2 業務の名称

国際園芸博覧会事業に伴う設計・施工・管理一体型業務委託

3 委託期間

契約日の翌日から令和 9 年 10 月 29 日まで（債務負担行為設定済）

4 業務委託の内容

以下の内容を踏まえて企画提案を行うこと。

（1）国際園芸博覧会開催期間

令和 9 年 3 月 19 日（金）～9 月 26 日（日）

（2）会場

神奈川県横浜市・旧上瀬谷通信施設

（3）参加者数

1,500 万人（有料来場者数：1,000 万人以上）

（4）概要

業務の概要は以下のとおりである。

実施年度	項 目	内 容
令和 8 年度	設計	実施設計の検討、実施設計図の作成、数量計算 実施設計説明書の作成
	施工	起工測量、花壇造成、構造物設置、植栽工
令和 8～9 年度	維持管理	草花管理（巡回）、除草作業、灌水作業、施肥 樹木管理、施肥、消毒
令和 9 年度	撤去	植栽撤去、資材搬出、原状回復（整地・清掃）

（5）留意事項

本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定することとする。

施工・管理一体業務に係る上限委託費は、契約後に発注者から提示するものとし、その

上限金額内に収まるよう企画を提案すること。

5 成果品の納入

業務内容を取りまとめた報告書（電子媒体含む）を1部提出すること。

6 本業務に関する経費の限度額

15,532,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

7 業務委託費の範囲

業務委託費には、上記に関わる業務に必要な人件費、打合せ業務等に要する経費を含むこととする。その他事業に必要な経費については、委託者と協議の上決定するものとする。

8 委託者への報告

（1）業務計画書

業務委託契約締結時に、業務計画書及び業務体制表（様式任意）を委託者に提出すること。

なお、業務計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後業務計画書等を添え委託者に協議すること。

（2）業務完了報告

受託者は、受託業務完了時に事業の成果を取りまとめた事業完了報告書（様式任意）に業務実績報告書（様式任意）を添えて令和9年10月29日までに委託者へ提出すること。

9 業務実施上の留意事項

- （1）受託者は、本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- （2）受託者は本事業の趣旨への理解や利用の促進を図るため、関係機関、経済団体、労働団体及び事業対象となる者への周知に努めること。
- （3）受託者は、本事業の実施にあたっては、県建設部都市・まちづくり課及びその他関係機関と連携を図りながら取り組むこと。
- （4）受託者は、本事業と関連性の高い県及びその他関係機関で実施する他事業との効果的な連携を図ること。
- （5）受託者は、本事業の実施にあたっては、個人情報保護や労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他関係法令の遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- （6）個人情報の保護（取得・保護・管理）については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- （7）本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- （8）本事業の実施に要した経費について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とと

もに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保管すること。

- (9) 本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報含む。）等については長野県に帰属する。
- (10) Web広告を実施する際には、広告価値を毀損する「ブランドセーフティ」、「アドフラウド」、「ビューアビリティ」等についての対策を講じるよう努めること。また、広告価値を毀損する不適切なサイト等への広告掲載が確認された場合は、直ちに委託者に報告するとともに、委託者の対応指示に従うこと。

10 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 実施方法については、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。